

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
1	<p>今回の改正にあたり、本市で導入しているシステムの改訂版がリリースされ、それをもとに本市契約の自治体ベンダーがシステム改修にあたる予定です。しかし、現時点では、自治体ベンダーにはパッケージが令和6年度内にリリースされるとしか情報が入っていない状況であり、見積の作成も苦慮しているところです。</p> <p>今回の公募では、見積の提出が必要とありますが、このような中で、見積はどの程度の精度が求められますでしょうか。また、見積もりが提出期限に間に合わない場合は参画できないでしょうか？</p> <p>※公表時、システム名を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>「早期参加表明」「一般」ともに、第一次〆切の時点で算出困難な場合は、「別途提出」と記入いただき、別途メールにてご提出ください。</p> <p>第二次〆切の時点では詳細見積を提出いただきたいと思います。まずは期限までにその時点の見積を提出いただくようお願いします。提出いただく見積について留意点がある場合はメールにその旨を添えてお送りください。</p>	見積
2	<p>・委託費（システム改修費用等）について、本市では子ども医療の業務について喪失データと最新データで番号重複が発生しています。PMHにデータを送付するに当たり、正しいデータを送付するために配番についてシステム改修をする必要があります。この場合は経費として認められますか。</p> <p>・参加要件（主なもの）について、「受給者証を用いている事務であること」とありますが、本市では養育医療医療券を医療機関へ直接送付しています。この場合も参加要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・エントリー(申請フォーム)について「参加を希望する対象事務、対象者数(対象事務ごとの見込み)」とありますが、申込時の最新の受給者数との考え方でよろしいでしょうか。それとも通算の受給者数と考えるべきでしょうか。</p>	<p>・PMHとの情報連携のため必須となる改修であれば、対象経費に含まれます。</p> <p>・今般の先行実施事業では、医療機関・薬局を受診する際に使用する受給者証をマイナンバーカードに一体化する取組となります。紙の受給者証（養育医療医療券）の発行は継続していただくことを想定しています。</p> <p>・令和6年度における対象者数見込みを把握したい趣旨となりますので、最新の受給者数でも構いません。</p>	対象経費、参加要件
3	<p>本市では、重度障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭医療、更生医療、育成医療が対象であります。</p> <p>これらのうち一部を早期参加、一部を一般に表明してもよいものでしょうか？ その場合別々に申請フォームは別々になりますか？</p>	<p>まとめて申請いただく形が望ましいと考えており、例えば、ご質問いただいた全ての事務について応募する予定だが、見積が早期参加の一次〆切に間に合わないといった事情であれば、まずは全ての事務を早期参加表明として登録いただき、見積については別途追って提出いただく形でも構いません。</p> <p>一方、一部の事務について応募の意思決定ができていない状況であり、かつ、一部の事務については早期に意思決定が必要な事情があるような場合には、早期参加表明と一般それぞれ分けて応募いただく形でも構いません。なお、その場合、それぞれの区分で、別々に採択に当たっての評価をさせていただく形になる点はご了承ください。</p>	申請方法
4	<p>2点あります。</p> <p>1点目は、「自治体システムの改修方法」において、「CSV/JSONファイル出力（+デジ庁提供のAPI連携バッチ処理の利用）」を行うこととする場合、伝送システムの設定手順書等は提供いただけるのでしょうか。中継サーバーの準備は可能ですが、設定を本市職員が行うのか、業務システムベンダーが行うのかの調整ができておりません。設定手順書があり、事前に提供いただけるのであれば、（本市職員が設定作業を行うことができれば）概算見積に変更等が生じる可能性があると考えております。</p> <p>2点目は、システム改修費についてです。本市のシステム構成上、福祉総合システムとして国公費と地単公費の計6業務を1つのシステムで運用しており、以前徴収したPMH対応のための改修概算見積が基準額の1.7倍程度でした。1システムの中に複数の事業があることのみをもって合理的理由とすることができるか不安があることから、改修費を基準額に近づけるために応募する事業数を削減する方向です。基準額よりも改修費が多いことのみをもって不採択とはならないとのことですが、参加する事業数を減らして基準額に近い改修費で参加表明する場合と、同一システムで運用している事業すべてを対象として基準額を大きく上回る改修費で参加表明する場合で採択審査に差が生じるものでしょうか。</p> <p>以上について、御回答の程、お願いいたします。</p>	<p>1点目については、デジタル庁からAPI連携バッチ処理を提供させていただき、自治体システムベンダーにおいてご活用いただくことを想定しております。現時点では、HPにおいて仕様書（公募要領の別紙2）を掲載しておりますが、今後、説明書（プログラムの利用方法を説明するもの）やプログラムそのものの提供を準備してまいります。いずれも自治体職員向けというよりは、システムベンダー向けのものとなります。</p> <p>2点目については、基準額はあくまで目安となりますので、ご検討いただいている制度があるようでしたらまずは全て申請いただきたいと思いますと考えております。応募状況や予算との兼ね合いで調整が必要となる場合、公募要領の下記記載のように調整をさせていただくこともありますので、ご質問いただいた内容は、その段階になってからの検討で問題ありません。</p> <p>===</p> <p>(2) 申請フォームの記載内容の確認・修正</p> <p>選定は申請フォームにより提出された実施計画書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁（検証受託事業者）と応募者との間で調整の上、申請フォームの記載内容について修正等を行うことがある。例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の自治体とのバランスを考慮したり、複数の自治体間での効果検証等のために本事業の対象としては対象事務の一部のみを採択したりする場合があります。また、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合があります。（※公募要領より抜粋）</p>	システム改修、基準額

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
5	<p>本事業は、システム改修にかかるベンダーへの委託料を補助する内容であるが、本県の特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病のシステムは県の独自開発であり、改修も内部で行うことになる。この場合、今回の事業の対象となるか。</p> <p>また、対象となる場合の補助の流れはどうか。</p>	<p>「独自開発」「改修も内部で行う」について、もう少し具体的な意味合いをお示ししたいと思いますが、もし、改修に当たって、外部の事業者へ委託をして行う場合には当該事業者とデジタル庁（検証受託事業者）との契約として先行実施事業を行うことも考えられます。</p> <p>一方で、貴県の職員が改修作業を行うという場合、今回のスキームではその費用（人件費）を負担することは困難であると考えています。</p>	対象経費、参加要件
6	<p>複数の事業（実施所属も異なる）で先行実施への参加を検討しており、システムやベンダーの状況が異なっている。早期参加表明と一般で分かれて申込することはできないか。</p> <p>また、基準額については、1団体当たりの基準額として、1システムの改修を前提に500万程度と説明があり、複数のシステム改修は個別判断とのことであった。ベンダーも異なるため、複数のシステム改修が必要となるが、その場合、まずは2つのシステムで合計500万円が基準となるか。</p>	<p>（前段について）</p> <p>まとめて申請いただく形が望ましいと考えており、例えば、ご質問いただいた全ての事務について応募する予定だが、見積が早期参加の一次〆切に間に合わないといった事情であれば、まずは全ての事務を早期参加表明として登録いただき、見積については別途追って提出いただく形でも構いません。</p> <p>一方、一部の事務について応募の意思決定ができていない状況であり、かつ、一部の事務については早期に意思決定が必要な事情があるような場合には、早期参加表明と一般それぞれ分けて応募いただく形でも構いません。なお、その場合、それぞれの区分で、別々に採択に当たっての評価をさせていただく形になる点はご了承ください。</p> <p>（後段について）</p> <p>複数のシステムを改修する場合は、1システムの改修を想定した基準額（500万円程度）以上の費用が生じる可能性があることを念頭に、基準額はお示しせず、個別判断とさせていただきます。なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。</p>	申請方法、基準額
7	<p>以前にご質問させていただいた内容と重複しますが、都道府県内、共同システムでの地単業務のPMH連携に伴うシステム改修については、「ベンダが共通であれば、複数自治体で1件として申請いただく形になる。」と回答いただいております。今回、手挙げを予定している、共同システムを運用している業務というのは、都道府県における制度に関わるものとなりますが、その他市町村独自で運用している事業について、手を挙げられる場合は、併せて市町村単位で申請させていただいたらよろしかったでしょうか。</p> <p>また、「福祉医療制度」に係る改修経費について、共同利用している市町村全体の経費を代表市町村が申請する場合、要綱上の1団体1システム500万の上限を超過し、ヒアリング等の対象とはなるかと思いますが、直ぐに採択対象から外れることはないでしょうか。（利用市町村按分時には、各団体500万円を切るようにはいたします。）</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています</p>	<p>基本的には受給者証を発行する事業主体の自治体において申請いただくことを想定していますが、「共同システム」とのことなので、システム改修を行うのであれば、当該システムに参加する自治体別ではなく、まとめた対応になるという前提でお答えさせていただくと、上記事業主体となる自治体において代表となる団体を決めていただき、当該団体において申請手続きをいただきますようお願いいたします。共同システムに関して、都道府県として関与されている場合、都道府県が代表となる形でも構いません。</p> <p>なお、申請に当たって、担当部署、担当者等の情報を記載する際には、他の代表となる団体以外の団体の担当部署、担当者等の情報を記載いただけますようお願いいたします（メール等で連絡させていただきます。）。</p> <p>ご質問のシステムについては、複数自治体での共同運用となりますので、個別に判断させていただきます。なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。</p>	申請方法、基準額
8	<p>公募要領にあります、①早期参加表明（早期に意思決定が必要な自治体・システム運用事業者等）とは、具体的に何でしょうか？</p>	<p>例えば、システム運用事業者等において、リソース配分の関係から、令和6年度前半であれば対応可能という状況の場合、早期に先行実施への参加の有無を決定し、リソース配分を決定する必要があるといったご意見もあったことから、早期に採択見込みをお伝えできるようご用意したものといたします。</p>	申請期限
9	<p>3/7公募説明資料「令和6年度PMH(医療費助成 先行実施事業自治体公募の概要説明)18項について質問です。</p> <p>①見積額が基準額を超える場合の理由や個別事由は最終〆切まで提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>①早期参加表明、一般それぞれの最終〆切までに提出いただければ問題ありません。</p>	見積

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
10	<p>3/7公募説明資料「令和6年度PMH(医療費助成 先行実施事業自治体公募の概要説明)18Pについて質問です。</p> <p>②「第一次までに大まかな予算規模を提出し」とあるが、ベンダからの大まかな見積規模を提出すればよいでしょうか。先行実施事業ではデジタル庁様とベンダが契約を締結するので当市では予算措置を行いません。</p> <p>③見積書の様式に指定は無いと記載されているが、ベンダの社印も不要なのか？</p>	<p>②はい、記載いただいている通りです。第一次〆切までにベンダから取得した大まかな見積額をFormsで提出いただき、最終〆切までに内訳も含めた詳細の見積書をメールで提出いただく形となります。先行実施事業に当たっては、デジタル庁（検証受託事業者）とベンダーが直接契約を締結しますので予算措置は不要の想定ですが、見積取得は各自治体で対応いただくこととしています。</p> <p>③ベンダー側で正式な見積書として提出されたものであれば、社印は必須ではありません。</p>	見積
11	<p>日頃よりお世話になっております。</p> <p>当市において先行実施事業への応募を検討しております。</p> <p>しかしながら、ベンダーとの調整の関係で、3/22,29（早期参加表明）までの応募が困難な状況です。</p> <p>そのため、4/23（一般）までの応募を目標に検討を進めておりますが、仮に早期参加表明で多数（100を超える）応募があった際に、一般の採択団体数が減ってしまうことはありますでしょうか？</p> <p>また、一般の応募期間後の追加応募があった場合には基準額や契約方法等の変更はありますでしょうか。</p> <p>ご回答のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>（前段について）</p> <p>早期参加表明については、約100団体を上限として想定とさせていただきますので、応募状況により多少の前後はあるかもしれませんが、一般の団体数が大幅に減少することまでは想定していません。</p> <p>（後段について）</p> <p>追加応募については、今般の公募の状況を踏まえて検討させていただきたいと思います。契約方法に変更はないものと想定しておりますが、基準額については現時点では未定です。</p>	申請期限、追加公募
12	<p>システム管理していない業務に関して。</p> <p>手動連携の際の、対象者情報のアップロードは原則日次でとのことかと思いますが、対象者が多くなく、日次でアップロードすることが非効率と思われる場合は、週1回などの頻度でアップロードすることが対応が可能かどうか。</p>	<p>PMHを経由して医療機関窓口で受給資格を確認するため、自治体の受給者台帳とPMHの受給者情報は、可能な限りタイムラグを小さくして同期する必要があり、1回以上/日のデータ連携を想定しています。</p> <p>PMHに登録されている受給者情報が最新ののであれば、連携作業を実施しない運用も可能です。</p>	手動連携の方法
13	<p>基準額が1システムあたり500万円(目安)とのことですが、当市では住民情報システム上で、3つの医療システム（子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費）で使用して運用しています。</p> <p>今回のようなシステム改修の場合、医療制度ごとにシステム改修を行うこととなります。この場合の基準額の考え方は、「医療制度ごとのシステムで各500万円(目安)」となるのか「3つの医療制度を1つのシステムとみなし500万円(目安)」となるのか、どちらになりますでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>個々のシステム構成にもよりますのでご質問の内容のみでは判断しかねますが、ご質問のような事情により、基準額を超える額となる場合には、概算見積もりの提出に当たってその旨の記載をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。システム改修に係る見積や改修内容を個々に確認させていただきたいと考えています。</p>	基準額

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
14	<p>令和6年度の実証事業への対応を検討しております。</p> <p>本来、1度の改修で推奨構成の構築までできるのが理想ですが、ベンダから以下の状況と聞いており、仮に今回先行事業に応募し採択されたとしても、段階的な対応となりそうです。</p> <p><ベンダの状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（標準化対象事務ではないが、）標準化対応の余波で、個別に改修する体力がない ・標準化対応後に、パッケージとして改修を行い全国展開を予定 <p>→よって、今回、フルスペックの対応はできない。</p> <p><段階的な対応></p> <p>R6年度：EUCの改修 + デジ庁バッチないしは手動アップロード の暫定構成 R8年度以降：パッケージ改修後、標準機能で推奨構成で再構築</p> <p><ご質問></p> <p>仮にR6年度の実証事業に採択し改修したとして、R8年度以降の推奨構成導入時にも、一定の費用がかかる可能性がある旨、ベンダから言われております。</p> <p>→仮定の話となりますが、R7年度以降も、デジ庁においてPMH展開にかかる何かしらの補助事業等が実施される場合、R6年度の実証事業に採択されていることは、その際の申請の妨げとなりますでしょうか。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>	<p>令和7年度以降の取扱は未定ですが、全国展開に向けては自動連携を実現していただきたいと考えており、必要な対応を検討していきたいと考えています。</p> <p>予算が関連するものであるため、今後の見通しについてお示しは困難な状況であり大変恐縮ですが、令和6年度先行実施に関しては費用は全額負担とさせていただく形となりますので、是非、ご検討いただきたいと思いますと考えております。</p>	費用負担
15	<p>未熟児養育医療について、現在、当市はエクセルでの管理を行っているため、使用しているシステムには当該業務の機能がない状態です。</p> <p>PMH参加にあたっては、システムへ当該業務の機能を追加した上での連携を検討しているのですが、このような連携以前の機能追加の費用は、今回の補助対象となるのでしょうかをお伺いたします。</p>	<p>システム構築自体の費用を負担することは困難です。</p> <p>先行実施については、デジタル庁と自治体システムベンダーが直接先行実施事業(システム改修含む)の委託契約を締結する形となりますので、PMHへの対応について、システム構築自体とは切り分けて、契約することが可能かどうかをご確認ください。切り分けて契約することが可能な場合、先行実施事業の対象とすることも考えられますので、ベンダーともご相談の上、再度ご連絡をお願いします。</p>	対象経費
16	<p>当市にて、令和6年度PMH先行実施事業（医療費助成）の3/22（金）の第一次申請にむけて全庁的に協議をしておりますが、ベンダー側からシステム標準化やその他制度改正の影響により、「提示されているスケジュールで対応できるか確約できない」と回答されました。</p> <p>令和6年度PMH先行実施事業（医療費助成）に応募し、令和7年3月までに事業開始できるよう準備を進めた結果、事業開始が令和7年4月以降にずれこんでしまった場合、事業と予算の繰越を認めていただくことは可能なのでしょうか。</p>	<p>ご質問のスケジュールにつきまして、説明資料では10月以降順次リリースとしつつ、最終的には年度内までに事業開始していただく旨を記載しております。</p> <p>大変恐縮ですが、今回の予算は、令和5年度補正予算の繰越しとなりますので、令和7年度への更なる繰り越しは困難です。そのため、年度内には事業開始できるスケジュールでご調整をお願いしたいと考えております。</p>	スケジュール

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
17	<p>・一部の公費について「早期参加表明」、一部の公費について「一般」での応募は可能でしょうか。（公費によりシステムが異なり、各業者との調整スケジュールに差があるため）</p> <p>・説明資料に「1システムの改修を前提に500万円程度の基準額を想定しており、複数のシステムを改修する場合は個別相談」とありますが、公費の種類によってシステムが別となっている場合（1公費＝1システムで、複数公費で応募した場合）については、後者の個別相談の方の対象となるのでしょうか。</p>	<p>（前段について）</p> <p>まとめて申請いただく形が望ましいと考えており、例えば、ご質問いただいた全ての事務について応募する予定だが、見積が早期参加の一次バッチに間に合わないといった事情であれば、まずは全ての事務を早期参加表明として登録いただき、見積については別途追って提出いただく形でも構いません。</p> <p>一方、一部の事務について応募の意思決定ができていない状況であり、かつ、一部の事務については早期に意思決定が必要な事情があるような場合には、早期参加表明と一般それぞれ分けて応募いただく形でも構いません。なお、その場合、それぞれの区分で、別々に採択に当たっての評価をさせていただく形になる点はご了承ください。</p> <p>（後段について）</p> <p>複数のシステムを改修する場合は、1システムの改修を想定した基準額（500万円程度）以上の費用が生じる可能性があることを念頭に、基準額はお示しせず、個別判断とさせていただきます。</p> <p>なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。</p>	申請方法、基準額
18	<p>令和6年度先行実施の対象ですが、公費（法律）、地単公費のほか、当課では国の要綱に基づく以下の公費負担医療を所管しています。こちらは先行実施の対象外という認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患治療研究事業（法別51） ・先天性血液凝固因子障害治療研究事業（法別51） ・肝炎治療特別促進事業（法別38） ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（法別（38）） 	<p>今回の公募では、対象外となっております。</p> <p>もし、今回の先行実施事業において改修するシステムにおいて、ご提示の公費負担医療も含まれており、まとめて対応することが効率的などの事情がある場合、採択後、個別に調整させていただきたいと考えております。</p>	対象事業
19	<p>平素よりいつも大変お世話になっております。</p> <p>公募とは違う質問であるかと思われませんが、ご教授いただけますと助かります。</p> <p>当県感染症対策推進課では、「結核」分野について公募対象となっておりますが現時点ではシステムが入っておらず、今回の改修を行うとなるとシステムを導入せず、CSV形式による対応が簡単であると考えておりますがその場合のCSVの様式などについては、デジタル庁の方からご恵みいただけるのでしょうか。</p>	<p>受給者証の管理をシステムで行っていない場合でも、PMHへの参加は可能です。その場合、連携用のファイル（CSV）をExcel等で作成していただき、PMHの画面経由で、日次で手動にてアップロード連携していただく運用となります。</p> <p>CSVの様式については、公募要領の【別紙1】自治体ベンダー向け仕様等（案）の「ファイル設計書」の「登録用ファイル」をご参照ください。</p> <p>なお、システム改修が生じない場合であっても、PMHへの参加を希望される場合は、応募フォームにより申請いただけますと幸いです。</p>	手動連携の方法
20	<p>3月7日公募説明資料24ページの③情報連携事務等に関する業務委託について、先行実施期間のみの契約となるのか、どのような委託契約内容となるのか、自治体の費用負担が発生するのか、お教えてください。</p>	<p>ご質問の「③情報連携事務等に関する委託契約」は、PMHを利用いただくにあたって必要となる契約になりますが、令和6年度先行実施に当たっては、契約手続きを行っていただく以外に、特段自治体側で事務負担や費用負担が生じるものではありません。契約期間は令和6年度中とする予定ですが、令和7年度以降も継続いただくことを想定していますので、更新が可能な規定にする予定です。</p> <p>PMHについては、自治体の皆様から医療費助成に関する対象者情報等をお預かりし、医療機関等におけるオンラインでの有効な対象者情報等の確認などの情報連携事務を実施するもので、これらの事務を自治体からデジタル庁（再委託先を含む）が委託を受けて実施する形となります。</p> <p>なお、令和7年度以降、全国展開に向けてのPMHシステムに係る運用保守費の負担の在り方については、運用主体の在り方も含め、関係省庁において検討中です。</p>	契約等

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
21	<p>PMH事業への応募について、業者と打ち合わせをした際に、以下について課題認識があり、その課題を解決するための改修が必要と感じました。そこで、以下について確認です。</p> <p>(1) 現状、PMH事業へ参加するために以下の改修すべき課題事項があるが、すでにこの項目は非該当などあるか。</p> <p>(2) また、事業採択にあたり、非該当項目があった場合に一部の該当項目のみ採択などありえるのか。これは現時点で非該当項目がある場合に、来年度の歳出予算がないため、一部の項目のみ予算を付けていただいたとしても執行が困難であるための確認です。基本は全採択か、全不採択かと考えています。</p> <p>1.課題事項 (業務システム：指定難病、自立支援、小児慢性の各システム) (1)マイナンバー (2)不開示フラグ (3)指定医療機関コード（10桁） (4)台帳データの確定 (5)連携方式 (6)PMHへの接続 (7)特定個人情報保護評価（PIA） (8)必要な措置 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従い、必要な措置が講じられていること。 (9)従来のマイナンバー連携（情報提供：副本登録） ※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています</p>	<p>(1) 各システムの状況にはよりますが、ご提示いただいている課題事項については、PMHへの対応に当たり、いずれもご検討・ご対応いただく必要な内容とお見受けします。基本的に委託費の対象経費とすることは可能であると考えておりますが、具体的には詳細な見積を確認させていただきたいと考えております。</p> <p>(2) PMHへの対応のため必要な改修は実施していただく必要がありますので、先行実施事業において、一部の改修のみについて実施するということは想定しておりません。</p>	対象経費
22	<p>(1) 早期参加表明を検討しています。もし、早期応募後に、参加事業の追加を希望する場合は、一般応募で追加希望を提出できますか。(2) 追加希望が可能である場合、選考への影響はありますか。</p>	<p>(1) まとめて申請いただく形が望ましいと考えており、例えば、ご質問いただいた全ての事務について応募する予定だが、見積が早期参加の一次べ切に間に合わないといった事情であれば、まずは全ての事務を早期参加表明として登録いただき、見積については別途追って提出いただく形でも構いません。</p> <p>一方、一部の事務について応募の意思決定ができていない状況であり、かつ、一部の事務については早期に意思決定が必要な事情があるような場合には、早期参加表明と一般それぞれ分けて応募いただく形でも構いません。</p> <p>(2) 追加希望の場合、それぞれの区分で、別々に採択に当たった時の評価をさせていただく形になる点はご了承ください。</p>	申請方法
23	<p>①共同のシステム（※）を利用している「福祉医療制度」の他、こちらは所管していない、市町村単独での事業がございます。自治体公募の申請にあたっては、「福祉医療制度」に係る部分は代表市町村より申請いただくとして、市町村の単独事業もPMHに連携を検討している場合、共同分と単独事業分に分けて申請させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>②補助対象経費について、改修経費の他、市町村環境での操作検証・操作説明、適用作業費が含まれております。また、市町村によっては、個人番号連携用のシステム設定経費が発生しているところですが、先行事業公募要領中の委託費用（7ページ）については、どこまで補助いただけるものかご教示いただけますでしょうか。 ※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています</p>	<p>①ご質問の事例の場合、共同分と市町村単独事業分を分けて申請いただき、市町村単独事業分の申請に当たっては、申請フォーム上の市区町村名の欄に、例えば「別途、福祉医療制度について〇〇市ほか共同市町村により申請している」など、申請状況がわかるような記載をお願いします。</p> <p>②ご質問の経費については、基本的に委託費の対象経費とすることは可能であると考えておりますが、具体的には詳細な見積を確認させていただきたいと考えております。</p>	申請方法、基準額

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
24	<p>・医療機関・薬局の対応について</p> <p>令和5年度の医療費助成・予防接種・母子保健にかかる情報連携の実証事業では、自治体が「医療機関との連携が必要な対象事務を選択する場合は協力医療機関から本事業への参加の内諾を取得したうえで応募すること」と要件にございましたが、令和6年度は、自治体が医療機関や薬局の確保を要件とされていないことから、医療機関・薬局は本事業には直接参加せず、PMHに対応するシステムを導入する形での協力になるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識の通り、協力医療機関の確保は令和6年度PMH事業の自治体公募の要件としておりませんので、医療機関・薬局のPMH事業への参画の方法としては記載いただいた通りかと思えます。</p> <p>なお、ご存知の通りデジタル庁でレセプトコンピュータのPMH対応（＋診察券）に関する補助金を設けており、要件とまではしていませんが、自治体に対してもPMHに対応した医療機関・薬局拡大への協力は求めているところです。</p>	医療機関等の周知
25	<p>PMHの応募条件として「PMHに対応する医療機関・薬局の拡大に協力すること。」とありますが、この際に用いる広報資料などの雛形は示していただけますでしょうか。</p>	<p>下記リーフレットによる補助金の内容や、PMHへの対応について周知にご協力いただけますと幸いです。 https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001190717.pdf</p>	医療機関等の周知
26	<p>①先行実施参加自治体として採択された後、条例改正等が必要になると考えているのですが、仮に施行開始日が令和7年度の4月1日になってしまった場合、補助金は返還する必要がありますか？</p> <p>②医療機関がマイナンバーを読み取って医療証の資格を確認する際、どのように表示されますか？</p> <p>③現在、複数の医療機関を受診し2、500円以上の一部負担金を支払った場合、本人より申請をいただくことで超えた分の医療費を還付する償還払いとしていますが、PMHを導入を導入することにより、1カ月の一部自己負担額をシステムにより把握し、現物給付とするのは可能でしょうか？</p>	<p>①令和6年度内の事業開始が必要となりますので、条例改正も同年度内に実施していただく必要があります。</p> <p>②レセプトコンピュータの仕様により異なりますが、イメージとしては、デジタル庁HPに掲載している医療機関・薬局ベンダー向け説明会資料（2024年2月9日）のp25をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/618ba72c/20240208_policies_health_outline_01.pdf</p> <p>③PMHへの参加により現物給付化がなされるものではありません。PMHは、マイナンバーカードを受給者証として利用可能とするものであり、受給者証を用いている事務であることを参加要件とさせていただきます。</p> <p>また、ご質問の「1カ月の一部自己負担額をシステムにより把握」する機能は、現時点ではPMHにはありませんので、令和6年度先行実施事業の中でそのような対応は困難です。</p> <p>なお、各自治体において、現物給付化の取組を行うためにシステム改修がなされる場合、当該改修の費用を本取組により賄うことはできません。</p>	条例改正、医療機関等システム、

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
27	<p>医療費助成について先行実施に公募する予定ですが、要件として「番号事務であること」となっております。そこで、質問ですが、「番号事務である」ということは、</p> <p>①条例を制定 ②独自利用事務として登録が必要になりますでしょうか？</p> <p>公募する予定なのは、こども医療費助成の受給資格になりますが、当市では0～6歳→条例（独自利用事務として登録、情報連携している）7～18歳→規則（制限がないため情報連携していない）となっており、すこやか医療費の受給者証をマイナ保険証化するには、令和6年6月議会で条例制定、独自利用事務として登録とする場合でも、公募してもよいのでしょうか？</p> <p>また、「更生医療」「育成医療」については、県の補助事業で当市では条例がないのですが、この受給者証をマイナ保険証化する場合は、この度の補助要件には当てはまらないのでしょうか？ 以上、ご教授くださいますようお願いいたします。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています</p>	<p>（1点目・2点目） 番号法第9条第2項の規定による個人番号利用事務として整備いただく必要はありますが、独自利用事務に係る情報連携の届出は不要です。PMHでは、他の行政機関と情報提供NWSを使って情報をやりとりすることはありません。 番号事務化対応は公募時点で完了している必要はありません。具体的には採択後にお示しさせていただきますが、現時点では、以下のとおり想定しています。 ・独自利用条例の整備 対応：本番稼働までに条例改正を実施 ・PIA評価：自治体システム改修のプログラミング開始前まで</p> <p>（3点目） 自立支援医療の更生医療及び育成医療については、法律に基づく公費負担医療となりますので、すでに法律上、番号利用事務とされています。そのため、条例の制定は不要で、申請いただくことが可能です。</p>	番号事務
28	<p>2点質問します</p> <p>①番号法第9条第2項に規定による個人番号利用事務と整備について参加要件である「番号法第9条第2項に規定による個人番号利用事務と整備」について、条例改正が必要となるが、条例改正のひな型的なものを提示してもらうことはできるのでしょうか。 また、令和5年度先行実施した自治体で条例改正を行った自治体を教えてもらえないでしょうか。</p> <p>②応募フォーム10～12の業務システムについて 改修対象の業務システムとは、総合システムにおいては、1つのシステムとして考えるのか（一つの業者名のみ入力）、または、その中の一つ一つの業務をシステムとして考える（ことも、障がいなど同じ業者名をそれぞれ入力）のでしょうか。</p>	<p>①条例の規定ぶりについては、自治体によって異なるものと認識しておりますので、各自治体でご判断下さい。令和5年度の先行実施に参加した自治体では、条例改正は行われていないと認識しています。</p> <p>②総合システムにおいては、1つのシステムとしてお考えください。</p>	番号事務、申請方法
29	<p>公募要領3ページ目（対象事業に関すること）の一つ目に記載のある、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を確認したく、デジタル庁ホームページ等インターネットで検索しましたが、ガイドラインそのものがみつかりません。 公募の申込にあたり、ガイドラインを確認したいので、大変申し訳ありませんが、アップされているサイトをご教示願います。</p>	<p>デジタルPMOにおいて公開させていただいております。</p>	個人番号
30	<p>本市のマイナンバー条例は、情報連携で取得できるように医療保険の資格情報をすでに条例中に定めておりますが、先行実施にあたり条例に定めておく必要があるというのは、それで足りているという認識であっているのでしょうか。</p>	<p>番号法第9条第2項の規定による個人番号利用事務として整備いただく必要はありますが、独自利用事務に係る情報連携の届出までは不要です。PMHでは、他の行政機関と情報提供NWSを使って情報をやりとりすることはありません。 条例の規定ぶりについては、自治体によって異なるものと認識しておりますので、各自治体でご判断いただきたいと思います。</p>	番号事務

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
31	<p>①自治体のシステム改修費については、デジタル庁とシステムベンダーが直接契約を行うため、自治体の費用負担はない（＝予算を確保する必要はない）と認識しておりますが、システム改修費が基準額500万円を超える場合、超える理由がデジタル庁において認められなければ、採択されない（＝当該事業に参加できない、又は全額自治体負担による参加しかできない）ということでしょうか。また、システム改修費が500万円を超える場合でも、採択が500万円までしか認められなかった場合、超えた部分は自治体の負担となるのでしょうか。</p> <p>②本市のこども医療費補助制度は、受給者を保護者としていますが、医療機関で提示するマイナ保険証は子ども本人のものであることから、PMH上の連携先は子どものマイナンバーになるのでしょうか。</p> <p>③自治体での認定情報が医療機関等において確認できるようになるまでに、どの程度のタイムラグが生じるのでしょうか。PMHより保険証と同様に原則として受給者証の発行を行わない方向になるのと思いますが、医療機関等で資格確認が正常にできなかった場合は、どのような対応を想定しておられますか。（受給者証の場合、医療機関からの自治体への資格確認の問い合わせは極めて少ないですが、マイナ保険証と一体化したことで、現在マイナ保険証において生じている不具合に医療費助成が巻き込まれることが想定されます。受給者の不利益とならないかつ自治体の負担がない方法を示していただきたいです。）</p>	<p>①基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。提出いただいた見積もりが基準額を超える場合については、個別に調整させていただきますが、超えた分の費用を自治体に負担いただくことは想定していません。</p> <p>また、大規模自治体（都道府県・政令市等）など個別の事情がある場合は個別判断としておりますので、まずは申請をいただき、見積もりを確認の上、必要に応じ調整などをさせていただきたいと考えております。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p> <p>③PMHへの登録自体は24時間/365日で受付けます。ただし、PMH登録処理に関連する外部連携先システムの都合により平日8:00-20:00以外に登録いただいた場合は翌稼働日・時間での反映となります。</p> <p>先行実施事業においては、受給者証の廃止までは想定していません。受給者証との併用を想定しています。</p> <p>マイナ保険証に関しても、紐づけ誤り防止のための対応がなされていますが、健康保険証の紐づけと、PMHにおける医療費助成の受給者証情報の紐づけは、それぞれ独立したものとなりますので影響を受けるものではありません。</p> <p>PMHに関しては、一義的には自治体において、適切な紐づけがなされていることを前提に、各業務システムで管理されている受給者情報をPMHに登録いただくこととなります。</p>	基準額、受給者証、PMH仕様等
32	<p>・自治体からPMHに提供するデータについて、必須項目ではないデータ（自治体システムに保有していないデータ）を提供しなかった場合に何か影響はあるか？</p> <p>・採択時に必須項目ではなかったデータが先行実施事業を進めていく過程で、必須項目に変更となる可能性はあるか？必須項目に変更があった場合、自治体システムの改修が必要になることも想定されるが、その際は改修費の追加対応はあるのか？</p> <p>・本市において、システム改修方法はCSV/JSONファイル出力（+デジタル庁提供のAPI連携バッチ処理を利用）を検討しております。バッチ処理のために新規PC端末を設置する場合、端末の設置やそれに伴うネットワークの設定変更に係る経費はシステム改修費に含めることが出来るか？</p>	<p>（1・2点目）</p> <p>別紙1でお示ししているファイル設計書における「必須」以外の項目については、受給者証ごとに記載の有無が分かれるものを想定しています。そのため、対象となる受給者証に記載がある項目に着いては全てPMHへの登録をお願いします。登録いただかなかった場合は、医療機関において受給者証の情報が確認できなくなるおそれがありますので登録をお願いしたいと思います。</p> <p>（3点目）</p> <p>バッチ処理を使用する場合、新規にパソコンを用意することは必須ではないと考えておりますので、まずは既存のパソコンを利用いただくこともご検討いただきたいと思いますと考えております。</p>	PMH仕様

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
33	<p>・こども医療と自立支援医療（更生・育成）でのエントリー（早期参加表明・第一次）を検討</p> <p>・障害福祉システムの標準化は、令和7年2月開始の方向だが、改修開始が翌年度にずれ込む可能性もあり</p> <p>※標準化は、自立支援医療（更生・育成）が対象</p> <p>・先行実施に参加しても、標準化が令和6年度中に実施される場合は、自立支援医療等の公費負担医療については、基本的には、費用全額国負担（国とベンダーの直接契約）とならないと承知</p> <p>質問1 この場合の申請方法、特に、概算見積りですが、こども医療、自立支援医療の2システム、1,000万円程度（各500万円程度）を上限としての申請は可能でしょうか。 ※令和7年2月開始が正式に決まれば、自立支援医療分を取り下げ</p> <p>質問2 仮に標準化が令和6年度に実施となった場合であっても、当初予定していた改修部分の見積全額を標準化対応の補助金（総務省のデジタル基盤改革支援補助金？）に充て、追加負担となる部分を費用全額国庫負担としていただけないか（そのような形では明確な切り分けと言えないか。）。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>（質問1） 複数のシステムを改修する場合は、1システムの改修を想定した基準額（500万円程度）以上の費用が生じる可能性があることを念頭に、基準額はお示しせず、個別判断とさせていただきます。 なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。</p> <p>（質問2） 先行実施では、補助金ではなく、ベンダーとデジタル庁との委託契約となりますので、システム改修費に関して自治体側での予算措置は不要です。 PMHに対応するための改修を標準化に係る対応と切り分けて契約することが可能かどうか、個別にベンダーにご確認をいただきつつ、ご相談いただければと思います。 自治体システムベンダーとの個別相談窓口については、公募説明会資料p29をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/f48b5cf9-b646-48c3-97a2-18e08fc43686/c4bbc7d0/20240307_policies_health_outline_00.pdf</p>	基準額、対象経費
34	<p>・現在、当県では指定難病医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療費助成事業、及び精神通院の3事業について、PMH先行実施事業へのエントリーを検討しています。</p> <p>・PMHへの接続に際し、事業課で使用しているシステムの改修の他、情報システム担当課で所管しているネットワーク設定（前述事業課使用システムとは別契約・別事業者）変更を要することが判明した次第です。</p> <p>・このような場合、事業課でのシステム改修と、情報システム担当課でのネットワーク設定変更の両方を本先行実施事業の対象とすることが可能でしょうか。</p> <p>公募要領本体、及び公募説明会資料 概要説明のp.11の記載等を確認する限り、可能と捉えてよいものではないかとは思量されましたが、一応確認させていただきたい次第です。</p>	<p>ネットワークの設定変更については公募要領8ページに記載のとおり、原則は保守運用の範囲で対応いただくことを想定していますが、改修が必要な場合は個別に判断いたしますので、保守運用の範囲で対応できないか、できない場合は見積取得をベンダーと調整いただけますでしょうか。</p> <p><公募要領より抜粋> ネットワーク設定費用は原則として保守運用契約の範囲で対応することを想定しているが、改修が必要な場合は個別判断</p>	ネットワーク設定
35	<p>本市では、対象事務に関連する業務システムの大半において、職員等による開発や改修運用を行っております。本事業のシステム改修につきましても、職員等に対応していく予定です。職員等の人件費は、委託費の例外的に対象経費としていただけるのでしょうか？また、対象としていただける場合、公募時の概算見積の算出方法をご教授いただきたいです。</p>	<p>改修に当たって、外部の事業者へ委託をして行う場合には当該事業者とデジタル庁（検証受託事業者）との契約として先行実施事業を行うことも考えられます。 一方で、貴県の職員が改修作業を行うという場合、今回のスキームではその費用（人件費）を負担することは困難であると考えています。</p>	対象経費

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
36	<p>①平成6年度から「結核患者の医療」という項目が追加になっており、「必須ではない」と注釈がありますが、将来的には「必須」となるのでしょうか？</p> <p>②今回の公募に参加せず、その後「必須」となった際には、その費用は全額自治体負担となるのでしょうか？</p> <p>③当市では、結核患者の医療費負担件数が少なく、システムでの管理はしていません。</p> <p>個人番号と紐づいていませんが、厚生労働省の既存のシステム「感染症サーベイランスシステム（結核登録者情報サブシステム）」の利用はできないのでしょうか？</p>	<p>①② 法律に基づく公費負担医療等については、令和8年度以降の全国展開に向けて、制度所管省庁において検討を行っております。令和7年度以降の取扱いは未定です。</p> <p>③ 結核登録者情報システムには患者のマイナンバーは登録がないものと承知しています。 PMHが指定するデータレイアウト項目が満たされていれば作成元のデータベースは問いません。</p>	全国展開等
37	<p>応募手続の件についてご教授願います。</p> <p>①応募フォームの記載事項で、概算見積書につきましては、22日には間に合わないため、29日までに送付させていただきますが、特定個人情報保護評価（PIA）の評価方法も22日の段階で掲載しなくてはならないのでしょうか。先日個人番号利用事務に関する条例規定に医療助成を掲載したばかりで、まだPIAの掲載をしておりません。対象事業に関することに記載されている内容を踏まえると、対象システムの改修に着手するまでに対応を行うこととされていることと記載されておりますので、どのような対応をとったらよろしいでしょうか。</p> <p>②「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従った必要な措置の対応状況とは具体的にどのようなことを指しているのでしょうか。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>①PIA評価は公募時点で完了している必要はありません。</p> <p>具体的には採択後にお示しさせていただきますが、現時点では、以下のとおり想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自利用条例の整備 対応：本番稼働までに条例改正を実施 ・PIA評価：自治体システム改修のプログラミング開始前まで <p>応募申請フォームにおいては、今後、実施いただく予定のPIAのどの区分の評価になるかを把握したく、もうけさせていただいたものです。現時点で実施方法が整理されていなければ、「その他」に「検討中」と記載ください。</p> <p>②マイナンバーと受給者証情報の紐づけ誤りが生じないよう、添付ガイドラインに沿った必要な措置を講じていただく必要があると考えており、その状況を確認するものです。</p>	PIA等
38	<p>資料等において自治体での予算計上は不要と書いておりましたが、予算計上不要で宜しかったでしょうか。</p>	<p>ご質問の件については、公募要領に記載のとおり、PMHに関する改修費について委託費として国が負担しますので、自治体での予算措置は想定していません。</p> <p>もし、対象経費になるかどうかについて具体的に想定しているものなどありましたら、教えていただければ、お答えさせていただきます。</p>	費用負担
39	<p>PMHへ自治体から情報を登録するにあたり、マイナンバーを含めた形式で登録する認識でございます。その場合、特定個人情報の提供にあたると思いますが、根拠法令をご教示ください。</p>	<p>デジタル庁が、参加自治体から、PMHを利用した「情報連携業務に関する委託」を受ける形となり、当該委託関係に基づき資格情報を提供いただきますので、番号法、個人情報保護法上も問題はございません。</p>	個人情報
40	<p>難病、小児慢性、自立支援医療（精神通院）について、令和6年度PMH先行実施事業自治体公募（一般）への参加を検討しているところですが、令和6年度の医療機関・薬局への間接補助事業に係る予算の確保ができていない状況です。今回の自治体公募への参加は、令和6年度における間接補助事業の実施は、必須か教えてください。</p>	<p>公募への参加についてご検討いただきありがとうございます。</p> <p>ご質問の内容は、厚生労働省の医療機関・薬局向け補助金についてかと思いますが、こちらは公募参加に当たって必須とはしていません。</p> <p>事業の詳細は、今後、厚生労働省から示される予定ですが、まずはデジタル庁の公募に参加いただき、その上で、ご検討いただけますと幸いです。</p>	厚労省補助金
41	<p>・市町村側のシステム改修費について、1システム500万程度となっておりますが、医療費助成業務として2システム利用しております。この場合、2システムの合計として500万程度でしょうか。それぞれで500万程度でしょうか。</p> <p>・仮にシステム改修費として、500万を超えた場合、超えた分の費用はどのような取り扱いとなりますでしょうか。市側の負担となるか。</p>	<p>複数のシステムを改修する場合は、1システムの改修を想定した基準額（500万円程度）以上の費用が生じる可能性があることを念頭に、基準額はお示しせず、個別判断とさせていただきます。</p> <p>なお、基準額は、システム改修に要する費用の目安としてお示しするものであり、採択基準そのものではありません。提出いただいた見積もりが基準額を超える場合については、個別に調整させていただきますが、超えた分の費用を自治体に負担いただくことは想定していません。</p>	基準額

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
42	現在、令和6年度からの先行実施の公募が開始され、早期参加表明の最終締め切りを控えているところかと思えます。そこで、本日までに応募があった自治体数をご教示いただけないでしょうか。 また、応募があった医療費の種類（例：子ども医療等）の詳細も教えていただきたいです。	早期参加表明については、100団体を上限として想定していたところですが、現時点では上限には至っていない状況です。 応募のあった医療費助成の種類について、国公費については、いずれの種類でも応募がありました。地方単独医療費助成については、子ども医療費、障がい、ひとり親等がございます。	応募状況
43	・「早期参加表明」に応募して不採択となった場合、「一般」の申請期限までに不採択の連絡はあるのか？ または、特に連絡はなく引き続き「一般」として取り扱われるのか？ ・「早期参加表明」に応募して不採択となった場合、システム改修方法や見積り内容等を変更・修正し、再度「一般」で申請することは可能か？	仮に早期参加表明の不採択となった場合は、一般応募の期限前にご連絡を差し上げます。 その場合、原則として、一般への応募として引き続き扱わせていただきます。 応募内容を修正等いただくことも可能です。その場合、メールにてお早めにご連絡ください。	申請方法
44	①現在PMH実施において、マイナンバー連携等に関するシステム改修とともに、市庁舎におけるPMH環境構築に係るネットワーク設定業務が必須となっております。このネットワーク設定業務費用は先行実施事業に係る委託費の対象となりますか。 ②現在業者に見積り依頼をしておりますが、システム改修と上記①のネットワーク設定費用の見積書は個々に提出(2つ)するべきか1つにまとめて提出するべきかどちらの方がよろしいでしょうか。	①について ネットワーク設定業務について、運用保守の範囲内で対応いただけないかという点は契約事業者にもご確認いただきたいと思えます。 その上で、費用が発生するようであれば、委託費の対象とすることは可能です。 ②について 業務システムの契約ベンダとネットワークベンダが別の場合は、それぞれ分けた見積をお願いします。 同じベンダの場合は、1つにまとめてご提出ください。	ネットワーク設定
45	PMHに、地方単独医療費助成の受給資格情報を登録し、事業を実施するためには、デジタル庁との情報連携事務等に関する委託契約を締結する必要がありますが、令和6年度先行実施事業に応募したものの採択されなかった場合は、仮に自治体独自でシステム改修等を実施したとしても、令和6年度にはPMH事業は実施できないという整理でよろしいでしょうか。	自治体独自でシステム改修等を実施する場合も、デジタル庁と「情報連携事務等に関する委託契約」を締結すればPMH事業には参画可能ですので個別にご相談ください。	その他
46	現行本市にて運用している医療費助成システムはR9年1月に更新を予定しております。今回のR6年度先行実施事業として、現行のシステムを改修した場合、次期システム（R9年1月更新予定）に対してもPMH接続に関する改修補助費用はございますでしょうか。	公募要領では、「令和7年度以降も全国展開に向けて事業を継続すること」を要件としております。 令和7年度以降の取扱は未定です。	費用負担
47	難病と小児慢性が、別の課で担当していますが、一つのシステムを使い、メニューで分けて使用しています。 現在、PMHの応募を検討していますが、応募は一本でよろしいでしょうか？ それとも別がよろしいでしょうか？ ※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。	応募は1本、見積書も1枚でご応募いただき、いずれかの所属を連絡窓口としていただけると幸いです。 なお、事業実施フェーズでは連絡先として複数アドレスを登録いただくことを想定しています。	申請方法

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
48	<p>医療機関がPMHにシステム改修のうえ接続（参加）する際は、対象となるすべての医療費助成制度ごとにシステム改修のうえ接続を行う必要はなく、一つの医療費助成制度の関係でPMHに接続すれば足りる（PMHと情報連携した医療費助成事業のすべてでオンラインによる資格確認が可能となる）という事で理解しています。</p> <p>ということは、例えば、先行して全国的にオンライン資格確認がスタートしている生活保護（医療扶助）へ対応すべく、医療機関がシステム改修してPMHに接続すれば、その医療機関は、その後PMHとの情報連携を行った医療費助成制度についてもオンライン資格確認できるとの理解でよろしかったでしょうか？</p>	<p>医療機関等のシステム改修を行った場合、PMHの対象となる各医療費助成制度への対応が可能となるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度追加の都度、何度も改修する必要はありません。</p> <p>ご質問のように、生活保護（医療扶助）のオンライン資格確認への対応のためのレセコン改修の機会にあわせて、PMHに対応するための改修を行っていただくことも可能であり、レセコンベンダーとしてもまとめて現地対応が可能であるため効率的であると考えられます。</p> <p>なお、生活保護（医療扶助）のオンライン資格確認にあたっての改修と、PMHの改修は別物ですので、生活保護（医療扶助）が対応可能となった医療機関・薬局が同時にPMHも対応可能となるわけではありません。</p>	医療機関等システム
49	<p>ベンダーから振られまして、RPAの活用ができないか考えております。</p> <p>資料の中で、「データを連携するために自治体のシステム改修費を補助する」と記載がありますが、RPAの委託（シナリオ作成、エラー対応等）もある種、システム改修費に取ることができるので、補助の対象になるということでしょうか。</p> <p>あわせて、「システムベンダーとは直接デジタル庁が契約を行い、システム改修に向けた調整も行ってもらえる」と記載があるのですが、RPAの業者ともデジタル庁がやり取りしてもらえる形になるのでしょうか。</p> <p>【基幹ベンダーが標準化で忙しくてPMH連携改修に協力してもらえない場合の臨時的な対応としてのRPAの利用のドラフトイメージ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 番号系の環境にRPA専用PC（以下「RPA端末」）を設置 日次でRPA端末から受給者情報を抽出（マイナンや不開示フラグを含む） RPA端末でPMH用にデータレイアウトを成型 RPA端末から特定通信でPMHに接続し成形したデータをアップロード <p>※上記2～4をシナリオ化しRPAで自動化（職員負担軽減）</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>先行実施への参加を検討いただきありがとうございます。</p> <p>「PMHとの連携に要する改修」について、RPAの活用を除外しているものではありません。</p> <p>RPAを活用した場合の実施イメージを公募説明資料に追加しました。</p>	RPA活用
50	<p>生活保護（医療扶助）のオンライン資格確認も、PMHを通じて実施されると思っていましたが、生活保護については、PMHとは別のルートで医療機関はオンライン資格確認を行うということでしょうか？</p> <p>当県において、現在、PMH先行実施事業へのエントリーを検討中の事業がありますが、医療機関の参画（接続）をどう進めていくかが課題と考えています。</p> <p>というのも、医療費助成事業の対象者は大小さまざまですが、いずれも人数や診療科など限定的であることから、該当する医療機関も限られてくると思います。</p> <p>先行事業では医療機関の参画は必須ではないですが、今後、広くPMHへの医療機関の参画を進めていくために、県としてどう対応していくべきか悩んでいるところです。</p> <p>そうした中で、対象者の疾患も様々で、受診する医療機関の種類等も多いと思われる生活保護（医療扶助）への対応として医療機関がPMHに参画するようになれば、様々な医療機関の参画が進むのでは？とお伺いした次第です。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>生活保護（医療扶助）のオンライン資格確認はPMHを通じて実施されるものではありません。</p> <p>PMHに対応した医療機関・薬局の拡大については、今年度はレセコンの改修に係る補助金を設けておりますので、説明会のなかでも触れさせていただきましたが各自自治体におかれましては医師会様等を通じてPMH事業への参画をお声掛けいただけますと幸いです。</p> <p>（ご参考：https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001190718.pdf）</p> <p>また、3月29日に厚生労働省とデジタル庁の連名で、日本医師会・日本歯科医師会・日本薬剤師会に対してPMH事業への協力依頼の事務連絡を發出しております。</p>	医療機関等システム

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
51	<p>難病医療費助成担当です。 LGWANと分離したネットワークで医療費助成システムを使用しています。 そこで、県のシステム担当課より質問がありました。 ①県のサーバを使っていることから、情報漏洩等対策はどのように考えていますか。 ②県側がやるべき改修等はあるのでしょうか。 ③システム障害が起きた場合等で、庁内システムへの影響はあるのでしょうか。</p> <p>また、事前に契約書または協定書の内容を確認したいので、ひな形を送っていただけませんか。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>①について、県のサーバ上に構築したシステムを各市町がご利用になっているという想定かと思えます。 現時点におかれまして既存の事務を実施されていますので、各市町のセキュリティポリシーや、特定個人情報の取扱いに関する規定等に準拠してご利用がなされているという前提かと思えますので、特にその点に関し、県のサーバ上にあるということのみをもって問題とはならないと思えます。 各自治体が個別に保有しているケースとは異なりますので、データ連携のためのLGWANへの接続方法などで相談が必要な場合は、個別にご相談くださいますようお願い致します。 一方、PMHのセキュリティ対策については、国において各自治体が利用できるよう各種ガイドライン等に準拠して構築しております。</p> <p>②について、ネットワーク設定変更については参考資料2のp13～16でお示ししておりますが、ネットワーク設定変更止まる場合には、基本的に運用保守の範囲内でご対応いただけないか、ベンダーともご相談いただければと思います。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/cc55fd20-dc7f-4fcb-99e5-6c26c929fcb6/faeca050/20240408_policies_health_outline_03.pdf なお、契約書・協定書については、現在調整中のため、採択後にお示しできるよう準備を進めております。</p> <p>③について、PMHの公費医療費助成については、データの流れとしては庁内システム（医療費助成システム）からPMHへの医療費助成受給者証データの連携のみとなりますので、仮にPMHのシステム障害が発生した場合でも基本的には庁内システムへの影響は発生しないものと考えられます。</p>	ネットワーク
52	<p><確認事項> 1、PMHにLGWANから接続できることだが、PMH自体がLGWAN-ASPとして整備されているのか、LGWAN以外の場所に整備されているPMHへの接続サービス（LGWAN-Proxyサービス）を利用できるということか。 （データは最終的にどこに保存されるのかを明らかにする趣旨の質問です。ガイドラインに準拠した安全性が確保された外部接続先ということでのいのか確認させてください。）</p> <p>2、（1の答えが後者だった場合、）データを処理するのはパブリッククラウド（広く一般のユーザーや企業向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービス。）か、専用データセンター等か。</p> <p>3、マイナンバー利用事務系と他の領域との連携について、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）において「国等の公的機関が構築したインターネットに接続されたシステム等で十分に安全性が確保された外部接続先（以下「外部接続先」という。）」の場合については、接続が可能とされている。 外部接続先とマイナンバー利用事務系のシステムとの特定通信について、ガイドラインにはL2SW/L3SWによる通信経路限定、ファイアウォールによる通信プロトコル限定等を行う等の留意点に加え、中継サーバ（連携サーバ）を設置して通信を行うなど追加のセキュリティ対策が必要である。よって、PMHは国ガイドラインにおける外部接続先とした場合、「PMHの設置場所」に記載した中継サーバ等のセキュリティ対策が必要なケースに該当するか。</p> <p>※公表時、システム名を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>①②PMHは、パブリッククラウドのAWS上に構築されており、既存のLGWAN-ASP（LGWAN-Proxyサービス）等を利用して各自治体が接続するものとなります。なお、データの保存場所は、国内となります。</p> <p>③国のガイドラインを参考に各自治体がセキュリティポリシー等を定めておりますので、基本的には、各自治体のセキュリティポリシー等に照らし各団体において、PMHとの接続の可否をご判断頂くものとなりますが、PMHとしては、政府機関のサイバーセキュリティ対策統一基準、デジタル庁セキュリティポリシー、特定個人情報取扱いガイドラインなど、複数の公的なセキュリティ基準とガイドラインに準拠しており、厚生労働省を含む他省庁のセキュリティルールやガイドラインにも適合しています。基本的には、各種の規定で示された基準を満たすようにシステムの構築を実施していますが、例えば、システム間のデータ連携については専用線を使用した暗号化通信を行い、その上で、クライアント証明書を用いて厳格に認証をしているなど、要配慮情報を含む個人情報の漏洩防止に向けたセキュリティ対策が実施されています。なお、ご提示されております外部接続先との通信については、「双方向通信でデータを移送する場合」とされておりますので、PMHのようなシステムが想定されたものではないかと考えられますが、ガイドライン等との整合性に関しても、導入される自治体が安心して利用できるよう別途総務省と調整を図っていく予定としています。</p>	ネットワーク

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
53	<p>・医療機関がPMHにて情報確認した際、どの情報が見えますか？ 受給者番号、有効期間開始日、終了日など、証情報の全てでしょうか？</p> <p>・同じく自身のマイナポータルで確認した際、どの情報が見えますでしょうか？</p>	<p>受給者証に係る情報はすべて登録いただき、レセプトコンピューターの画面上もその内容を確認できるような仕様とするようベンダーには依頼しています。 (医療機関・薬局ベンダー向け説明資料（2024年2月9日）のp24、25を参照ください。) https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/618ba72c/20240208_policies_health_outline_01.pdf</p> <p>マイナポータルにおいては、基本的に券面記載事項が閲覧可能となります。</p>	レセコン画面・マイナポータル画面
54	<p>①エントリー→採択後に何らかの理由でPMHへの接続が不可能になった場合はどういった扱いになるのか？何らかのペナルティーがあるのか？</p> <p>②現行システムでマイナンバーを扱っていない場合、マイナンバーを扱う仕組み自体を作る（追加する）費用も補助対象になるのか？ (補助対象となるのはすでにシステムでマイナンバーを扱っており、そのシステムをPMHに接続するための改修経費に限られるか？)</p> <p>③PMH接続のためのシステム改修が3/31で終わらなかった場合、補助対象から外れるのか？</p> <p>④PMH接続のためのシステム改修が3/31までに完了したとして、PMHへの接続がR7年度になってしまった場合は補助対象になるか？</p>	<p>①について どのような事情を想定されているか不明なためお答えが難しいです。ペナルティーはありませんが、そのようなことにならないようベンダーともコミュニケーションをお願いします。</p> <p>②について 先行事業については、既存システムを改修して、(1)他システムからマイナンバーを連携するための改修費や、(2)管理項目としてマイナンバーを追加する費用を対象とする事は可能です。 一方で、基本的には、既に番号利用事務に対応したシステムを改修すること（上記(1)）想定をしておりましたので、ご質問のように番号利用事務に対応していない場合、前者（管理項目としてマイナンバーを追加）の費用が大きくなるようであれば、見積精査の段階で調整させていただく可能性もありますので、費用感も含めいづれの方法が良いかをご検討いただけますと幸いです。</p> <p>③④について 今回は、補助金ではなく、デジタル庁からベンダーに対して実証事業を委託する形となります。そのため、令和6年度中には事業開始いただく必要がありますので、それが可能なスケジュールでの検討をお願いします。</p>	費用負担
55	<p>①PMHのネットワーク構築に関して PMHに関して、ぴったりサービスのように当市で連携サーバーとファイアウォールの設置するなど同様の対策が必要になるのか。（LGWAN—ASPサービスのように）当市内のマイナンバー利用事務系用・LGWAN接続用の既存ファイアウォールでの制御で問題ないか</p> <p>②PMHの仕様に関して PMH側のシステム構築に関しては、各自治体ごとに仮想DB等を構築されており、自治体ごとにデータ格納場所が指定されているのか、自治体ごとの区切りはなく全国の情報を統括した形でシステム構築されており、自治体コード等で管理しているのか公費保険者を特定している形なのか</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>①について、国のガイドラインを参考に各自治体が個別に情報セキュリティポリシー等を定めておりますので、前提と致しましては、各自治体の情報セキュリティポリシー等に照らし、PMHとの接続の可否を各団体毎にご判断頂くものとなる事を踏まえた上で、参考として回答致します。 ご提示のぴったりサービスの対応は、総務省のガイドラインにおいて、外部接続かつ双方向通信の場合の対応として記載されたものと思いますが、本事業におけるPMHとは構成・ユースケース等も異なるため、PMHではマイナンバー利用事務系ネットワーク及びLGWAN接続ネットワークの既存ファイアウォールの制御で接続することを想定しているところです。 なお、PMHとしては、政府機関のサイバーセキュリティ対策統一基準、デジタル庁セキュリティポリシー、特定個人情報取扱ガイドラインなど、複数の公的なセキュリティ基準とガイドラインに準拠しており、厚生労働省を含む他省庁のセキュリティルールやガイドラインにも適合しています。基本的には、各種の規定で示された基準を満たすようにシステムの構築を実施していますが、例えば、システム間のデータ連携については専用線を使用した暗号化通信を行い、その上で、クライアント証明書を用いて厳格に認証をしているなど、要配慮情報を含む個人情報の漏洩防止に向けたセキュリティ対策が実施されています。なお、今後におきまして総務省ガイドライン等との整合性に関しても、導入される自治体が安心して利用できるよう別途総務省と調整を図っていく予定としています。</p> <p>②について、PMHにおいて、各自治体の情報が格納される領域は同一ですが、市町村毎、事務毎にアクセス制御され自団体のデータのみアクセスが可能です。</p>	ネットワーク

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
56	PMHへのデータ連携はデジタル庁提供のAPI連携バッチ処理を利用する想定ですが、本ツールは、プロキシサーバーを指定して動作させることは可能でしょうか。 また、プロキシサーバーを指定して動作させることが可能な場合、プロキシサーバーの値は、本ツール用の設定ファイルなどに設定するものでしょうか。	現時点で公開しているAPI連携バッチ処理については、プロキシサーバーを指定して動作させることはできません。 ご質問を踏まえて、何らかの対応ができないか検討してまいります。	API連携バッチ
57	PMHとの連携方法に係る動作環境について、WEBAPI連携、デジタル庁提供のバッチ処理連携のいずれかを利用する場合の連携元（業務サーバー又は共有ファイルサーバー）の動作環境、通信についてご教授ください。（WINDOWS 11、WINDOWS SERVER2016 STANDARD、必須ミドルウェア、メモリ、HTTP通信など）	デジタル庁提供のバッチ処理連携については、デジタル庁で公開しておりますドキュメントをご参照ください。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/130c514e/20240408_policies_health_outline_01.pdf PMHは、特定のプラットフォームやシステムの仕様に依存しない、汎用的なデータ連携方式で構築されたシステムとなりますので、連携元の動作環境の具体を規定しているわけではありません。 通信については、HTTPSプロトコルのみを許容しており、TLSのバージョンは1.2以上とさせていただきます。	API連携バッチ
58	県のネットワークからLGWAN経由でPMHと接続可能かを調べています。そこでPMHの詳細情報（IP、接続ポート、利用サービス等）が必要となるのですが、どこで確認できるでしょうか。 資料にない場合は、ご教示いただけますでしょうか。	接続情報は、申請採択後に各団体に公開となります。 LGWAN-ASPのLGWANゲートウェイサービスを介してPMHに接続しますので、ブラウザからLGWANに接続できる環境があれば接続可能です。	ネットワーク
59	①令和6年度PMH先行実施に係るQ&Aの間18において「外部接続先として必要なPMHのセキュリティ対策については、デジタル庁側で担保する想定です」という回答を頂いていますが、PMHに格納された個人番号を含む各種データは国が所有するデータとなり、国がデータ管理者となる認識でよいのか。 また、PMHに対し個人番号に紐づく各種個人情報を提供後、PMH、オンライン資格確認システム等に保存されたデータ等について、万が一、漏洩等を含むインシデントが発生した場合、国が責任を負うという整理でよいのか。 ②PMHの利用規約の現時点の素案などのご提供は可能か。 ③公募要領の4ページに「デジタル庁及び社会保険診療報酬支払基金は、採択団体からの委託（デジタル庁からの再委託）を受けて、PMHシステム、オンライン資格確認システム等を運用することとなること。」とあるが、オンライン資格確認システムの委託が発生するのは市町村の場合であり、県が委託するのはPMHの運用という整理でよいのか。 ※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。	①について、自治体からの委託を受けて国（及びその委託事業者等）が情報連携事務を実施することとなりますが、国はシステム保守などの場合を除き、特定個人情報にアクセスできないようシステム上の制御がなされています。 また、先行事業においてPMHへのデータ連携後、PMH、オンライン資格確認システムなどのシステムのセキュリティ対策が要因となるインシデントについては、国が責任を負う事となります。 ②について、個別に送付させていただきます。 ③について、都道府県が国公費の難病等の事務等で利用するケースは発生しますので、市町村に限られません。	情報管理等
60	①API連携バッチの組み込みについて、インストールや動作設定内容をご教授ください。手順書のようなものをご開示いただけないでしょうか。 ②ネットワーク設定時にPMHとの疎通確認をテストデータなどで実施したく考えておりますが可能でしょうか。	①デジタル庁提供のバッチ処理連携については、デジタル庁で公開しておりますドキュメントをご参照ください。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/130c514e/20240408_policies_health_outline_01.pdf ②可能です。具体的な方法等についての詳細は、疎通確認が必要なタイミングでお問い合わせいただければ、ご提示させていただきます。	API連携バッチ
61	資格情報データの内容につきまして、券面情報項目につきましては自治体ごとに列数が異なる認識ですが、稼働後に列の増減が発生した場合はどのような対応となりますでしょうか。	医療費助成については、全件連携となっておりますので、項目の増減を反映した正しい券面情報を設定していただき、すべて再連携をしていただきます。	情報連携

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
62	<p>【質問内容】</p> <p>令和6年度、本件について複数の制度でPMHへの参加を希望しています。そのうちの1つの制度（ひとり親家庭医療）は、本市では対象人数1,000人未満と基準以下であり、個人情報保護評価（PIA）の義務は無いのですが、そのような状況(対象人数基準以下)であっても、PMHに参加するにあたってPIAは必ず行わなければならないのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>ご提示の状況であればPIAは実施不要となります。</p>	PIA
63	<p>現在、PMHの令和6年度先行実施について、公募できるよう準備を進めております。つきましては、地域の医師会様等へ公募の説明をする際の参考として、令和5年度に先行実施された自治体において、医療機関のシステム改修について、具体的な改修項目や改修費用に関する資料等がございましたら、ご教示いただければと思います、ご連絡させていただきました。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>以下の機能についての対応をお願いさせて頂いております。</p> <p>(1) 資格更新・登録に関する確認ポップアップ (2) オンライン資格確認時の資格情報の更新・保存に関する処理 (2.1) 複数券面情報が登録可能にする (2.2) XMLファイル内の構造化データの自動反映 (2.2.1) 受給者証名 (2.2.2) 公費負担者番号 (2.2.3) 受給者番号 (2.2.4) 自己負担上限額 / 自己負担上限割合 (2.2.6) 有効期限(開始日・終了日) (3) 券面情報の詳細表示 (4) 対象地域外の受給者証が受付された際には、対象外であることが分かるようにする。 もしくは詳細情報を見ることで、別途適応と請求方法が分かる状態を作る。</p> <p>以下についてもご参考下さい。 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/618ba72c/20240208_policies_health_outline_01.pdf</p>	医療機関システム
64	<p>難病医療費受給者証につきまして、連携を検討しております。本県の業務システムのベンダーとの調整で、業務システムからの情報出力は「CSV出力（+手動連携）」にて改修可能とのことでした。</p> <p><質問内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県業務システムから出力したCSVファイルをPMHに連携する際は、どのように行うのでしょうか？従来（難病医療費助成認定情報の有無）は、「統合宛名システム（中間サーバー）」を活用し、CSVファイルにて手動連携により情報連携（副本登録）しておりました。 ・統合宛名システムを活用しない場合は、別にPMH用端末を用意する必要があるということでしょうか？ <p>お忙しいところ恐縮ですがご教授のほどよろしくお願いたします。</p>	<p>システム及びネットワーク構成、運用方法及び各団体ごとのセキュリティポリシー等により異なりますので、一概にはお答え致しかねます。</p> <p>各団体で実施するシステム改修については、各業務システムから出力した連携ファイルをLGWANを経由してPMHに連携する改修となります。（下記URLの参考資料2のp11、16などを参照ください）</p> <p>各団体のご事情などにより、自動連携が困難な場合は、手動での連携も可としておりますが、手動連携の場合に必ず専用の端末が必要という事ではありません。LGWANへ接続できる端末にしましては、庁内のネットワークや端末を管理している部門とご相談ください。</p> <p>その他庁内のネットワーク以外の詳細についてご相談ということであれば、現状がどのようなシステム構成、ネットワーク構成、運用等となっているかがわかる資料についてご提示を頂き、改めて相談頂けますようお願い致します。（参考資料2）</p> <p>https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/cc55fd20-dc7f-4fcb-99e5-6c26c929fcb6/faeca050/20240408_policies_health_outline_03.pdf</p>	手動連携

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
65	<p>以下、2点伺います。</p> <p>①補助金の交付を受けずにPMHの先行利用は可能でしょうか。</p> <p>②①で可能となる場合、4月23日締切の申請は必要でしょうか。</p> <p>補足説明 質問の背景として、当県では、難病及び小児慢性特定疾病のシステムについて、内部で開発・運用をしており、今回のPMHへの接続に関するシステム改修についても内部で行うことになると想定しています。その場合、補助金の対象となる費用は発生しないため、今回の申請は必要となるのか疑義が生じたためです。</p>	<p>①自治体情報システムの改修費用が発生しない場合も、PMHの先行実施は可能です。</p> <p>②対象自治体の把握等のために、申請をお願いしております。</p> <p>なお、令和6年度PMH事業は自治体に補助金が交付されるわけではなく、デジタル庁が直接自治体システムベンダーと契約を行いシステム改修を行うものとなりますので、念のため補足させていただきます。</p>	応募
66	<p>この度、先行実施への公募を考えていますが、本市においては今後の保守費用の負担の有無が公募するかどうかの判断材料となっています。システム改修費用の範囲に含めることができる費用についてご教示ください。（QA問41においては検討中とのことですが、先行実施に採択されたとして、今後の保守費用は自治体負担となる可能性が高いという見解でしょうか。）</p>	<p>ご質問のQ&A問41については、現状は、PMH自体の運用保守費用は国が負担しているところ、令和7年度以降のPMHシステム本体に係る保守費用の負担の在り方については検討中という旨をお示ししているものとなります。</p>	費用負担
67	<p>現在令和6年度PMH先行実施事業に係る見積りを業者に依頼しているところですが、PMHへの接続についてマイナンバー利用事務系端末からLGWANを経由して特定通信で接続しようと考えており、接続設定に必要な資料を探していますが、見つかりません。</p> <p>当該資料は、参加の意思表示をしないと提供いただけない資料となりますでしょうか。</p>	<p>接続に必要な設定情報（FQDN制限のためのURL等）は採択後に提供する資料となります。</p> <p>LGWAN-ASPサービスのLGWANゲートウェイ（プロキシサービス）経由でHTTPS（443）PMHに接続します。標準的な団体でございましたらマイナンバー利用事務系ネットワーク及びLGWAN接続系ネットワークのFWをそれぞれ設定することで接続可能かと思っておりますので、見積可能かと思っておりますが、それで不足するようでしたら、個別にご相談ください。</p>	ネットワーク
68	<p>自治体のサーバからのPMHへの自動連携の具体的な方法とデータ送信ツールはどのような作業が必要となりますか？また、PMHまでの経路を既存ネットワーク設定変更による疎通を想定しております。IPアドレス等の設定が必要になるのかと思いますが、IPアドレス等はいつごろ教えていただけるのでしょうか。</p>	<p>・接続に必要な設定情報（FQDN制限のためのURL）は、採択後に提供する資料となりますが、事前に疎通確認が必要な場合は個別にご相談ください。</p> <p>・デジタル庁提供の伝送システムを利用する前提で具体的な作業（疎通確認を除く）として必要となるのは下記①～③となります。</p> <p>①自治体業務システムからPMHへの連携用データ出力のための改修 ②既存ネットワーク機器の設定変更 ③伝送システムのセットアップ</p> <p>自治体サーバからPMHへの連携方法や、デジタル庁提供の伝送システム（ツール）については、デジタル庁で公開しておりますドキュメントをご参照ください。</p> <p>（ご参考1 システム改修の内容等） https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/cc55fd20-dc7f-4fcb-99e5-6c26c929fcb6/faeca050/20240408_policies_health_outline_03.pdf</p> <p>（ご参考2 伝送システムドキュメント 今後CSVにも対応予定となります。） https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9ad8c7e9-828d-40e9-833b-f9af1cf2de6a/130c514e/20240408_policies_health_outline_01.pdf</p>	ネットワーク

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
69	<p>PMHへの接続にあたり、「【参考資料2】システム改修の内容等」の18頁目のまとめを参考に、下記の通り改修内容を考えております。</p> <p>自治体システムの改修方法「#2 CSV/JSONファイル出力（+デジ庁提供のAPI連携バッチ処理の利用）」</p> <p>PMHまでの経路「#1 既存ネットワーク設定変更により疎通（推奨）」</p> <p>このことについて、既存ネットワークの設定変更で対応できるか確認させていただきたいため、下記情報について可能であればご教示のほどお願いします。</p> <p>①PMHサーバとの通信プロトコル（HTTPS等）</p> <p>②PMHサーバへのアクセス（固定IPアドレスかFQDNはあるか）</p> <p>③PMH画面へのアクセス（固定IPアドレスかFQDNはあるか）</p> <p>上記、ご確認のほどよろしく申し上げます。</p> <p>※公表時、自治体を特定できる情報について一部修正を加えています。</p>	<p>下記のとおりです。</p> <p>①HTTPS</p> <p>②③FQDN</p>	ネットワーク
70	<p>PMH環境構築に係るネットワーク設定変更が必須であるため、ネットワーク関連の仕様がわかる資料をご提供ください。</p> <p>また、当該資料を基に事業者に見積りを取りたいと思っておりますが、情報開示の可否についても併せて教えてください。</p>	<p>接続に必要な設定情報（FQDN制限のためのURL等）は採択後に提供致します。</p> <p>LGWAN-ASPサービスのLGWANゲートウェイ（プロキシサービス）経由でHTTPS（443）PMHに接続しますが、標準的な団体でございましたらマイナンバー利用事務系ネットワーク及びLGWAN接続系ネットワークのFWをそれぞれ設定することで接続可能かと思っておりますので、見積可能かと思っておりますが、それで不足するようでしたら、個別にご相談ください。</p>	ネットワーク
71	<p>現在、PMH先行実施事業への応募を検討しています。</p> <p>・先行実施事業でシステム改修をする場合、何年間はそのシステムを使用する必要があるなど縛りがございますか。（システムを数年後に変更する可能性もあるため。新規システムでもPMHには対応）</p> <p>※担当者にお問い合わせをし、一部質問を修正しています。</p>	<p>特に制限はございません。</p>	システム改修
72	<p>ネットワークの設定変更に係る追加費用の要否の判断のため質問いたします。</p> <p>Q Aで、「PMHへの接続は、LGWAN網を利用した接続を想定しており、LGWAN-ASPを利用してLGWAN側にゲートウェイを設置します」という回答はありましたが、以下①②のネットワーク設定で対応ができるという認識でよいでしょうか。</p> <p>①庁内プロキシを経由してPMHへの接続が行える。</p> <p>②PMHのドメイン（URL）/IPアドレスを指定して通信ができる。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>①②とも可能です。</p> <p>PMHの接続には、LGWAN-ASPサービスのLGWANゲートウェイ（プロキシサービス）経由でHTTPS（443）で接続します。標準的な団体でございましたらマイナンバー利用事務系ネットワーク及びLGWAN接続系ネットワークのFWをそれぞれ設定することで接続可能かと思っております。</p> <p>なお、接続に必要な設定情報（FQDN制限のためのURL等）は採択後に提供します。</p>	ネットワーク
73	<p>応募申請フォーム項目17の「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン」が検索で見当たりません。</p> <p>どこにありますでしょうか？</p>	<p>デジタルPMOにおいて公開させていただいております。</p>	ガイドライン

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
74	<p>●PMH投入用CSVファイルの作成について</p> <p>PMHに投入するCSVファイルのデータレイアウトは添付ファイルの通りですが、項目数が多く、手作業で入力して作成すると作業ミスの可能性もかなり高くなるものと懸念しています。PMH投入用のCSVファイルを簡便かつ安全に作成できるような支援ツールを今後国から提供していただける予定はありますでしょうか？</p> <p>（保健所にはプログラミングスキルを持つ職員が必ずしもいるとは限らないため、職員に任せるという対応はできれば避けたいと考えています。）</p> <p>上記支援ツール以外にも手動連携を支援する仕組等が今後提供される予定はありますでしょうか？</p>	<p>現時点では支援ツール提供の予定はありません。</p>	支援ツール
75	<p>R6先行実施の件につきまして自治体ベンダー（導入事業者）として質問がございます。</p> <p>以下の方法を選択するとして、後述の資料を参考にいたしました。</p> <p>PMHとの連携方法：2. CSV/JSONファイル出力（+ デジ庁提供の API 連携バッチ処理の利用）</p> <p>PMHまでの経路：1. 既存ネットワーク設定変更により疎通</p> <p>【資料2】API連携バッチ処理仕様書（案）.pdf https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.digital.go.jp%2Fassets%2Fcontents%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F9ad8c7e9-828d-40e9-833&data=05%7C02%7C%7C33b6038c74884fb221cd08dc5dfc0ed6%7C06e4a0ff49724a8baf304571361d1344%7C0%7C0%7C638488584361005688%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWljiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzliLCJBTiI6IjEhaWwiLCJXVC16Mn0%3D%7C0%7C%7C%7C&sdata=XdU7WLgzM91x5FA8U3%2B28lsV2GklJwgWLk9s4bchhM%3D&reserved=0 b-f9af1cf2de6a/130c514e/20240408_policies_health_outline_01.pdf</p> <p>【質問1】 デジ庁提供のAPI連携バッチが起動する「中継サーバー」が必要かと考えますが、こちらサーバーである必要はありますでしょうか。端末（PC）で代替が可能でしょうか。</p> <p>【質問2】 「中継サーバー」の費用および構築に係る費用は、本事業の経費となりますでしょうか。</p>	<p>【質問1】 システムの動作環境については、「【資料2】API連携バッチ処理仕様書（案）.pdf」の4ページに記載しておりますので、内容のご確認をお願いいたします。OSについては「windos Server 2016以上」となっておりますので、その前提でお考え下さい。</p> <p>【質問2】 API連携バッチを動作させるための「中継サーバー」の費用および構築に係る費用など、PMHとデータ連携をするための必要な経費については、国で負担する予定となっております。ただし、導入費用の見積もりについては個別に確認させていただきます。</p>	API連携バッチ

自治体公募に係るQ&A（2024年4月22日時点）

No.	質問内容	回答	区分
76	<p>PMHにつき、たびたび質問失礼いたします。 当県は難病、小慢、自立支援医療を対象と考えますが、</p> <p>①当県においては、差分ではなく全件連携（数メガ×3システム程度）を希望します。この点問題ありますでしょうか。</p> <p>②1.連携対象は現時点で有効な受給者証が対象でしょうか。 2.または、現時点では期限切れなど有効でない受給者証も対象でしょうか。 2.の場合、過去何年分が対象などありますか？</p> <p>③データの連携に失敗した場合、メールによる通知がある想定ですが、データの連携に成功した場合、メールによる通知はないのでしょうか。</p> <p>④PMH利用規約への同意又は情報連携事務の委託に際し、国による県セキュリティポリシーの順守を条件とすること等は可能でしょうか。</p>	<p>①全件連携で問題ありません。</p> <p>②現時点で有効な受給者証が対象です。また、証の更新前においては、未来日分の証情報も合わせて送信いただければと思います（現在有効な証情報と、切り替え後の証情報の2つを送信するイメージ）。</p> <p>③データの連携に成功した場合でもメールによる通知がございます。</p> <p>④特定個人情報の取扱い等について、標準的な記載のものを準備しておりますが、個別相談による変更は可能です。</p>	情報連携等